

自転車の青切符制度を 悪用した詐欺に注意!!



違反です!
ここで反則金を
払ってください。



本当に
ここで
払うの!?

**警察官が交通違反の取締り現場で
反則金を徴収することはありません!!**

自転車の交通反則通告制度(青切符制度)

16歳以上の自転車運転者の交通違反が対象。
事故につながるような悪質・危険な交通違反に対し、「青切符」による違反の告知を行い、
反則金の納付を通告する制度です。

● 主な違反と反則金額 ●

携帯電話使用等(保持)	遮断踏切立入り	信号無視	指定場所一時不停止
1万2,000円	7,000円	6,000円	5,000円

※ 反則金は銀行などの金融機関で納付 ※

自転車の交通ルールを遵守し安全運転を

携帯電話のながら運転や信号無視などの違反は重大な交通事故につながります。
交通ルールをしっかりと守り、安全運転をこころがけましょう。

**免許はなくてもドライバー
ルールを守って責任ある運転を!**

自転車ポータルサイト
自転車交通安全
こちらから閲覧 → → →



5月中の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会
大阪府警察本部交通部